総会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第25条の規定に基づき、総会の運営及び手続に関し、必要な事項 を定める。

(会期)

- 第2条 通常総会の会期は、1日間とする。
- 2 臨時総会の会期は、理事会において定めるものとする。
- 3 通常総会に連続して、講演会、研修会、分科会又は部会等(以下「講演会等」という。)を 開催できることとする。

(開催地)

第3条 開催地は、原則として東京都とする。ただし、4年に1回程度、東京都以外で開催できることとする。

(総会組織委員会)

- 第4条 理事会は、総会開催の都度、総会組織委員会(以下「委員会」という。)を組織する。
- 2 委員会は、中央事務局に置く。
- 3 委員会の構成は、次のとおりとする。
 - (1) 会長
 - (2) 理事
 - (3) 中央事務局長
 - (4) その他、理事会が必要と認めた者
- 4 委員長は、会長とする。

(総会実行委員会)

- 第5条 委員会の下に、総会実行委員会(以下「実行委員会」という。)を組織する。
- 2 実行委員会は、中央事務局に置く。ただし、東京都以外で開催する場合は、当該地に置くこととする。
- 3 実行委員会の構成は、次のとおりとする。
 - (1) 専務理事を含む若干の理事
 - (2) 中央事務局長
 - (3) その他、理事会が必要と認めた者
- 4 実行委員長は、委員の互選とする。

(経費)

- 第6条 総会運営に係る経費は、原則として本会の予算及び出席会員の参加費をもって充てる。 (招集状)
- 第7条 総会の招集状は、会長が、総会開催日の少なくとも 30 日前までに正会員及び協力会員に通知する。

(名誉顧問及び会友の招請)

第8条 本会の名誉顧問及び会友に対しては、会長名をもって招請する。

(関係者の招請)

- 第9条 総会に、官庁その他関係者の出席を必要とする場合は、会長名をもって招請する。 (議案提出手続)
- 第10条 会員が、総会に議案を提出する場合、臨時総会の場合を除き、所属地区会の事務局 に提出するものとする。
- 2 地区会事務局は、総会開催日の120日前までに別紙様式1により、理事会に提出するものとする。

(委任状提出手続)

- 第11条 総会構成員は、定款第29条第2項の規定に基づき、次に定める手続にしたがって 委任状を提出することができる。
- 2 表決権を委任する会員は、別紙様式2の委任状に署名、押印し、総会開催日の14日前まで

に、原本を中央事務局に提出しなければならない。

- 3 表決権の委任状を受ける場合、1を超えることはできない。 (表決権)
- 第12条 総会における表決権は、1総会構成員につき1票とする。ただし、委任状により表 決権を委任されたときは、2票を行使することができる。
- 2 正会員A、Bの代表者が正会員個人である場合は、2票を行使することができる。
- 3 総会における書面表決等は、定款第29条の規定を準用する。 (議長)
- 第13条 総会の議長は、定款第26条の規定に基づいて指名する。
- 2 総会の議長は、副議長を指名することができるものとする。 (議事録)
- 第14条 中央事務局は、議事録を作成し、会員に周知するものとする。 (オブザーバーの出席)
- 第15条 総会構成員以外の会員で、希望する者はオブザーバーとして総会に出席することができるものとする。ただし、会場の都合等で出席を認めないことがある。 (講演会等)
- 第16条 講演会の企画・運営に関することは、委員会が行うものとする。 (改廃)
- 第17条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

この規程は、2023年10月23日から施行する。

附則

この規程の施行に伴い、総会運営に関する細則は廃止する。

年 月 日

特定非営利活動法人日本医学図書館協会 会 長 殿

提出地区会名地区会事務局名

総会議案提出書

第 回特定非営利活動法人日本医学図書館協会通常総会の議案について、地区会の総意により、下記のとおり提出します。

記

- 1. 議 案
- 2. 提出理由
- 3. 連絡先

担当者名 電 話 F A X E-mail

- 注1. 議案提出の際は、件名を「議案提出」としてください。
 - 2. 同じフォームで複数の議案を提出することもできます。

中央事務局記入欄

受付日:

理事会提出日:

備 考:

会員名

年 月 日

特定非営利活動法人日本医学図書館協会 会 長 殿

委 任 状

第 回特定非営利活動法人日本医学図書館協会通常総会の行使を、定款第29条第2項の規定に基づき、	における議案審議及び表決権
(会員名)	_に委任します。

印